



2026年7月9日

各 位

会 社 名 カヤバ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長執行役員兼 CEO 川瀬 正裕
 (コード番号 7242 東証プライム)
 問 合 せ 先 広報IR部長 福田憲道
 (Tel 03-3435-3580)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬等としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）に基づく株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要（本自己株式処分）

(1) 払込期日	2026年7月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 3,720株
(3) 割当予定先	当社の取締役を兼務しない執行役員 9名 3,720株
(4) 処分価額	1株につき4,140円
(5) 処分価額の総額	15,400,800円

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2025年6月24日付けの取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入しております。

このたび、本自己株式処分に係る評価期間（2025年4月1日から2026年3月31日までの1事業年度です。）が終了しましたので、当社は、本日開催の取締役会の決議に基づいて、評価期間における業績結果に基づき、対象執行役員9名に対し、当社に対する金銭報酬債権の合計15,400,800円を現物出資の目的として付与した上で（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金4,140円）、当該金銭報酬債権の現物出資を受けることと引き換えに、当社の普通株式合計3,720株を付与すること（本自己株式処分）を決議いたしました。

本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象執行役員は、2026年7月31日（払込期日）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役及び従業員の地位（以下「本地位」という。）をいずれも喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象執行役員が本払込期日から2027年3月期に係る当社の半期報告書が提出されるまでの間、継続して本地位のいずれかにあることを条件として、譲渡制限期間の満了時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象執行役員が上記期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位をいずれも喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（6）算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社の取締役会決議の決議に基づき、対象執行役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1株当たり4,140円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象執行役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上